特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
16	常滑市 障害福祉サービスの支給決定者の管理に関す る事務 基礎項目評価書					

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、障害福祉サービスの支給決定者の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障害福祉サービスの支給決定者の管理に関する事務					
	障害福祉サービスの利用に関する支給決定情報の登録を行う。					
②事務の概要						
3 1 m + 1m2 1						
③システムの名称	障害福祉サービスシステム 					
2. 特定個人情報ファイル	名 					
1. 決定情報ファイル 2. 所得	と区分情報ファイル 3. 世帯状況ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表9の項、21の項、51の項、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め					
A DESTRIC	る事務を定める命令第8条、第12条、第25条、第60条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
	<選択肢>					
①実施の有無	[実施する]					
	3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表37の項、75の項、144の項、145の項、146の項、第 39条、第77条、第146条、第147条、第148条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉部福祉課					
②所属長の役職名	福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	福祉部福祉課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-34-7744(直通) ファックス番号:0569-34-7745(直通)					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成26	6年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		6年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 ままるでは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記				
載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠						

9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	啓発	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		

変更箇所

火火 回/		本事業の記載	本正体の記載	48 (1) n± #9	+8 11 n+ +01-15 7 54 no
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	15②	福祉課長 近藤 彰洋	福祉課長		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	17	7 常滑市新開町四丁目1番地 常滑市飛香台3丁目3番地の5		事後	
令和4年10月1日	17		ファックス番号:0569-34-7745(直通)	事後	
令和4年10月1日	18	常滑市新開町四丁目1番地	常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和6年12月11日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一の 8・12・34・84	番号法第9条第1項、別表9の項、21の項、51 の項、117の項	事後	
令和6年12月11日	I 3	の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第8条、第12 条、第25条、第60条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省	事後	
令和6年12月11日	I 42	番号法第19条第7項 別表第二の20·53·108・ 109·110	番号法第19条第8号	事後	
令和6年12月11日	I 4②	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条の表37の項、75の項、144の項、145 の項、146の項、第39条、第77条、第146条、第 147条、第148条	事後	